

地域部活動指導者募集要領

1 目的

これまで学校教育の一環として行われてきた中学校及び義務教育学校（以下「中学校等」という。）の部活動については、令和5年度から令和7年度を改革推進期間として地域連携・地域展開（学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えることにより新たな価値を創出し、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することをいう。以下同じ。）に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、まずは休日における地域の環境整備を推進している。総社市立の中学校等において地域連携・地域展開を進めるため、令和5年度から段階的に中学校教員ではない者を指導者として随時配置していくこととしている。

そのため、地域部活動指導者名簿（以下「指導者名簿」という。）を作成するとともに、指導者名簿の中から指導者を選任することとする。本要領では、指導者を希望する者の募集について、必要な事項を定める。

2 職務

指導者は、総社市及び総社市教育委員会の運営方針に基づき、学校部活動及び地域クラブ活動（以下「クラブ」という。）において、主に次に挙げる業務を継続的に行う。

- （１） 技術指導及びクラブの運営
- （２） 青少年の健全育成に係る指導
- （３） 学校外での活動（大会、練習試合等）に係る生徒の引率（職種により異なる）
- （４） その他、クラブの責任者（校長、地域クラブの代表者等）が必要と認めるもの

3 応募要件

次の（１）から（４）までに掲げるいずれの要件にも該当する者とする。

- （１） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条^(※)の欠格事項に該当せず、かつ、過去に該当したことがない者
- （２） 青少年の健全育成に十分な理解を有し、18歳以上の者
- （３） 総社市及び総社市教育委員会の指導方針に則った指導が可能である者
- （４） 以下のいずれかに該当する者
 - ① 過去に小学校、中学校、高等学校、義務教育学校又は中等教育学校で教員をしていた者又は当該学校の教員免許を有している者で、指導しようとする競技の指導経験又は競技経験がある者
 - ② プロスポーツチーム又は実業団で競技経験がある者
 - ③ プロスポーツチーム又は実業団で指導経験がある者
 - ④ 中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、大学院、高等専門学校

又は専門学校で部活動等の指導経験のある者

- ⑤ 大学、大学院、高等専門学校又は専門学校に在籍している学生
- ⑥ 総社市の各種スポーツ団体、総社市の各種文化芸術団体又は総社市立の中学校等から推薦がある者
- ⑦ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
- ⑧ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体の指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
- ⑨ その他、スポーツ・文化芸術に関する専門的知識又は指導歴又は競技歴を有し、市長が適当と認める者

4 募集期間

随時

5 募集する種目

現在の総社市立の中学校等に設置されている部活動（別紙Ⅰ参照）の種目に限る。ただし、今後、新しい部活動を設置する場合もある。

6 手続きの流れ

（Ⅰ）指導者名簿の登録申請の方法

○ LoGo フォームによる電子申請を行うか、登録申請書（様式Ⅰ）を記入し、推薦書がある場合は様式Ⅱを、追加書類がある場合は書類のコピーを添付（メール送付の場合はPDF ファイルに変換のうえ添付。）のうえ、以下のアドレスへメールで送付、郵送又は窓口へ持参する。

<応募先>

（Ⅰ） LoGo フォームによる電子申請の場合

HP 掲載のリンク又は QR コードからアクセスし、電子申請すること。

（Ⅱ） メール送付の場合

次のアドレスに送付すること。ただし、件名は「地域部活動指導者登録申請（申請者のお名前）」とし、メール送付後に電話すること。

- ・メールアドレス：bukatsu@city.soja.okayama.jp
- ・電話：0866-92-8392

（Ⅲ） 郵送の場合

次の宛先に郵送すること。

- ・宛先：岡山県総社市中央Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ

総社市教育委員会内 部活動改革推進室 あて

(4) 窓口へ持参する場合

総社市教育委員会部活動改革推進室へ持参すること。ただし、年末年始を除く平日 8:30～17:00 までに限る。

(2) 登録申請後の流れ

- 選考委員会による応募者のヒアリングを実施したうえで、地域部活動指導者名簿に登録する。
※追加書類の提出を求める場合がある。
- 指導者名簿の登録者情報を市内クラブと共有し、クラブの配置希望等の条件に合致する者に対してクラブの責任者（校長、指導希望のある部活動顧問その他の教職員、地域クラブの代表者等）との面談を行う。
- 面談の結果、指導者への任命が決定した場合は、クラブの責任者からの内申をもとに、総社市が任命する。任命後、総社市及び総社市教育委員会による研修を行う。

7 登録内容の変更及び取り消し

- (1) 指導者名簿に登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌年度から3年間とする。
- (2) 指導者は、指導者名簿の登録後、内容に変更があった場合又は指導者として活動できない事由が生じたため指導者名簿の登録の取り消しを希望する場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。
- (3) 事務局は、指導者が以下①から③までのいずれかに該当する場合、当該指導者を指導者名簿の登録から取り消すことができる。
 - ① 登録申請書及び追加書類に虚偽があった場合
 - ② 「3 応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
 - ③ その他指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

8 勤務条件等について

指導者の職種は、以下(1)から(3)までのうち、指導者の希望に応じて決定する。

(1) 地域部活動指導員

身 分：地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

報 酬：1時間1,600円とする。

勤務時間：土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中における部活動時間中及び平日における授業開始前及び授業終了後の部活動時間中において、市が指定する日時。

そ の 他：会計年度任用職員についてのその他の事項は、総社市会計年度任用職員に準ずるものとする。また、他職との兼業は妨げないが、その場合、それぞれの勤務時間の合計が4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分以内、かつ、1日の勤務時間が7時間45分以内である場合に限る。

(2) 地域部活動支援員

身 分：有償ボランティア

謝 金：1時間1,600円とする。

活動時間：土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中における部活動時間中及び平日における授業開始前及び授業終了後の部活動時間中において、地域部活動支援員とクラブが協議して決定する。

そ の 他：交通費は自宅から活動場所までの距離に応じて、市が定めた額を支払う。
保険は市の負担により加入する。

(3) 地域部活動指導アシスタント

身 分：有償ボランティア

謝 金：1時間1,200円とする。

活動時間：土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中における部活動時間中及び平日における授業開始前及び授業終了後の部活動時間中において、地域部活動指導アシスタントとクラブが協議して決定する。

そ の 他：交通費は謝金に含むものとする。

保険は市の負担により加入する。

勤務先に副業等の規定がある場合は要相談。

9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 取得した個人情報、地域部活動指導者に関する業務以外では使用しない。
- (4) 指導者の配置は、指導者名簿に登録された者の中からクラブの配置希望等に応じて決定するものであり、指導者名簿へ登録されても、指導者として配置されない場合がある。

(※) 地方公務員法第 16 条とは、以下のとおりです。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処された者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者